

議 第 二 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十七年三月六日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 鈴木 繁 雄

仙台市議会議長

西 澤 啓 文 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を考慮し、出席説明の要求に関し必要な変更を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。